

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

一

○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧(二件)

(林業振興課)

一

○漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出

(水産振興課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

四

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

六

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

七

告 示

○宮城県告示第八百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業尾松第2地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から

起算して六月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二月十日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第八百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所を含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十四年十一月六日から平成二十四年十二月三日まで

○宮城県告示第八百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を

付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

三 縦覧期間

縦覧期間

平成二十四年十一月六日から平成二十四年十二月三日まで

○宮城県告示第八百六十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十四年十一月六日から平成二十四年十一月二十日まで縦覧に供する。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 気仙沼市入沢一番九号 佐藤 亮輔 気仙沼市南郷二十七番地十 六 小野寺敬儀	加入区 気仙沼区 漁船損害等補償法第百二十二条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称 気仙沼漁業協同組合 気仙沼市魚市場前八 番二十五号 気仙沼漁業協同組合
気仙沼市唐桑町宿浦二百十 六番地 畠山 政則 気仙沼市唐桑町上小鯖五十 番地五 三浦 理市	加入区 唐桑加入区 宮城県漁業協同組合 気仙沼市唐桑町馬場 百七十六の一 宮城県漁業協同組合 唐桑支所

石巻市北上町十三浜字小泊 二十六 佐々木克弥	北上町 十三浜区	宮城県漁業協同組合	石巻市北上町十三浜 字相川三十の一
石巻市北上町十三浜字山居 四十の一 西條 剛	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 北上町十三浜支所
石巻市尾崎字弘象二十二の 十一 小川 滋夫	河北町大川 加入区	宮城県漁業協同組合	石巻市長面字平六一 の三
石巻市尾崎字弘象の一 西村 久治	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 河北町支所
石巻市寄磯浜前浜八十二番 地 渡邊 孝義	牡鹿町寄磯 加入区	宮城県漁業協同組合	石巻市寄磯浜前浜二 十八の四
石巻市寄磯浜前浜五十番地 坂本 俊一	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 寄磯支所
石巻市前網浜前網九 渡邊 公男	前網加入区	宮城県漁業協同組合	石巻市前網浜前網六
石巻市前網浜前網十八 鈴木 忠彦	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 前網支所
石巻市鮫浦細田十番地二 阿部 久志	鮫浦加入区	宮城県漁業協同組合	石巻市鮫浦浜畑二十 七の一
石巻市鮫浦細田三十一番地 阿部富士男	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 鮫浦支所
石巻市渡波字中三勺一番地 九十 渡辺喜代壽	谷川加入区	宮城県漁業協同組合	石巻市谷川浜中井道 十三の四
石巻市谷川浜中井道二十二 番地一 渥美 克之	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 谷川支所
石巻市泊浜泊五十一 安住留治郎	牡鹿町泊浜 加入区	宮城県漁業協同組合	石巻市泊浜泊二十五 の一
石巻市泊浜山王十八の十 松川 繁一	加入区	宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 泊浜支所

石巻市小淵浜小淵八十二番地 石巻市給分浜後山八番地 遊佐 照勝 木村 千之	表浜加入区 宮城県漁業協同組合	石巻市小淵浜西出当 十二の十 宮城県漁業協同組合 表浜支所
石巻市狐崎浜字鹿立屋敷十五 石巻市竹浜字竹屋舗十 後藤 文夫 石森 裕治	石巻市東部 加入区 宮城県漁業協同組合	石巻市狐崎浜字狐崎 屋敷二十五の二 宮城県漁業協同組合 石巻市東部支所
石巻市塩富町二丁目四の三十 石巻市塩富町一丁目三の二十五 丹野 一雄 青木 英文	石巻市 渡波万石浦 加入区 宮城県漁業協同組合	石巻市塩富町一丁目 一の三 宮城県漁業協同組合 石巻湾支所
東松島市大曲字道下南百十二の二 三浦 正信 東松島市大曲字下台二十九の 三浦 一郎	矢本町 加入区 宮城県漁業協同組合	東松島市大曲字沼尻 十四の二 宮城県漁業協同組合 矢本支所
東松島市宮戸字大浜十九 小野 喜夫 東松島市小野字中央四十一番地 小野風の子公園応急 仮設住宅三の四号室 菊地 勇	宮戸加入区 宮城県漁業協同組合	東松島市宮戸字前田 五十七の 宮城県漁業協同組合 宮戸支所
東松島市宮戸字村五十五 山内 良裕 東松島市宮戸字宮田十三 尾形 幹夫	宮戸西部 加入区 宮城県漁業協同組合	東松島市宮戸字里八 十一の十一 宮城県漁業協同組合 宮戸西部支所

塩釜市牛生町十七の四 水間 正夫 塩釜市舟入一丁目五の三十 三 伊勢 修夫	大塩釜 加入区 宮城県漁業協同組合	塩釜市北浜一丁目一 の十二 宮城県漁業協同組合 塩釜市第一支所
塩釜市浦戸桂島字庵寺四十 一 千葉 眞澄 塩釜市浦戸桂島字庵寺二十 九 内海 勇一	塩釜市浦戸 加入区 宮城県漁業協同組合	塩釜市浦戸桂島字庵 寺三十 宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸支所
名取市名取が丘四の十三の 二の三百六 佐藤 謙次 名取市上余田千刈田六百三 十五の九の二百五号 相沢 和子	閉上加入区 宮城県漁業協同組合	名取市閉上四丁目十 四の九 宮城県漁業協同組合 閉上支所
石巻市魚町二丁目十二番地 の 八興漁業株式会社 代表取締役阿部達男 石巻市開北一丁目九番七十 四号 株式会社鈴木漁業 代表取締役鈴木廣志	石巻市 加入区 石巻市漁業協同組合	宮城県石巻市魚町二 丁目十三の四 石巻市漁業協同組合
塩釜市杉の入一丁目五番十 号 阿部宗一郎 塩釜市杉の入裏三十九 櫻井 武	大塩釜 加入区 塩釜市漁業協同組合	塩釜市新浜町三丁目 三十の十七 塩釜市漁業協同組合
石巻市大宮町一の三十四 石巻市渡波字祝田七十五の 二十四 伏見 健一 菊田 正勝	石巻市 渡波万石浦 加入区 渡波漁船漁業協同組合	石巻市魚町二丁目十 四 渡波漁船漁業協同組 合

塩釜市杉の入三丁目二十五番二号 株式会社豊島 代表取締役坂本 進 塩釜市庚塚百九十四小野 次朗	大塩釜加入区 宮城県近海底曳網漁業協同組合	塩釜市新浜町一丁目 塩釜市新浜町一丁目十一の十五 宮城県近海底曳網漁業協同組合
塩釜市新浜町一丁目十七番二十九号 小玉漁業有限会社 代表取締役小玉助勝 塩釜市港町二丁目十二番九号 有限会社村上商事 代表取締役村上佳司	大塩釜加入区 塩釜地区機船漁業協同組合	塩釜市新浜町一丁目十三の一 塩釜地区機船漁業協同組合

○宮城県告示第八百六十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬籠志津川線
- 三 道路の区域

変更の区間			
本吉郡南三陸町志津川磯の沢三三番一 地先から 同郡同町志津川磯の沢五番一地先まで			
変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前A	三・八〇	四一〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後A	三・八〇	四一〇・〇	
後B	九・〇〇	三九九・〇	

○宮城県告示第八百七十号

公 告

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬籠志津川線	本吉郡南三陸町志津川磯の沢三三番一地先から 同郡同町志津川磯の沢五番一地先まで	平成二十四年 十一月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 平成二十四年度宮城県建設工事等電子入札システムASPサービス提供他業務一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十年三月二十九日まで

4 履行場所 宮城県内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業者として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき

8 開札時において、次に掲げる認証制度の認証又は認定を受けていること。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

(二) プライバシーマーク制度

(三) LGWAN・ASPファシリテイサービス

(四) LGWAN・ASPアプリケーション及びコンテンツサービス

(五) LGWAN・ASPホスティングサービス

9 過去二年以内に公共機関とシステム開発に係る委託契約（契約額一千万円以上に限る。）又はASPサービス提供委託契約を締結し、かつ、これらをすべて履行（現在契約中のASPサービス提供委託契約においては一年以上履行）した実績を（企業連合の場合は、いずれかの構成員が）有していること。

10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年十一月十二日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒980・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

2 宮城県出納局契約課 工事契約班（電話〇二二・二二一・三三三六）

3 入札説明書及び入札参加申請書の交付期限

(一) 平成二十四年十一月六日（火）から同年十一月九日（金）までの午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。

(二) 入札説明書及び入札参加申請書の交付方法 1において配布する。

3 入札参加資格の確認等

<p>(一) 入札参加を希望するものは、次に掲げる書類(2)により配布する様式による。)を持参の上提出し、この業務に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。</p> <p>(二) 入札参加資格確認申請書</p> <p>(三) 認証制度の認定及び公共機関発注のシステム開発に係る委託契約の実績等</p> <p>(四) 要件確認書及び誓約書</p> <p>4 入札参加申請書類等の提出期限及び提出場所等</p> <p>(一) 平成二十四年十一月十四日(水)の午後五時まで</p> <p>(二) 提出場所 1と同じ</p> <p>5 入札参加資格の審査等</p> <p>(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行ったものに対してその結果を通知する。</p> <p>(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができ。</p> <p>(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を三の1に記載の担当課へ提出しなければならない。</p> <p>6 入札書の提出期限及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十四年十一月二十日(火)午後五時まで</p> <p>(二) 郵送により提出するものとし、配達証明付書留郵便にて提出期限まで到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、7の開札日の日時までとする。</p> <p>(三) 提出場所 1と同じ</p> <p>(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>7 開札の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十四年十一月二十一日(水)午前十一時(午前十時五十分開場)</p> <p>(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 第一入札室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p>	<p>4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて予定価格を制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>10 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。</p> <p>11 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Item (s)/Service (s) Required : Application Service Provider (ASP) service for electronic bidding system related to construction and other work</p> <p>2 Period of Contract : From the contact conclusion date to March 29, 2018</p> <p>3 Place of Delivery : Within Miyagi Prefecture</p> <p>4 Deadline for Bid : Tuesday, November 20, 2012, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Information : Construction Contracts Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Miyagi, 980-8570 Japan TEL: 022-211-3336</p> <p>6 Language and currency used in contract procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第二十号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定による</p>
---	--

り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年十一月六日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日 時 平成二十四年十一月十四日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員的人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十一月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二特別養護老人ホーム万葉苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームつつじの郷

附 則

同 市蛇田字小斎九番地三

この告示は、平成二十四年十一月六日から施行する。